

Adobe 社ソフトウェアの 使用許諾権

Software license agreement

仕 様 書

令和 3 年 1 月

公立大学法人

滋賀県立大学

目 次

I. 仕様書概要説明	1
1. 調達背景及び目的	1
2. 調達件名	1
3. 技術的要件の概要	1
4. その他	1
4-1 技術仕様等に関する留意事項	1
4-2 導入に関する留意事項	1
4-3 提案に関する留意事項	1
4-4 その他の留意事項	2
II. 備えるべき技術的要件	
1. ライセンス要件	2
2. ソフトウェア要件	2
3. 契約形態	3
4. その他の要件	3

Ⅰ. 仕様書概要説明

1. 調達背景及び目的

滋賀県立大学（以下、本学という。）は、教育研究を通じて人材を育成し、学術を発展させ、社会に貢献する役割を担っている。また、本学の令和 5 年度までの中期目標ではグローバル化する社会に対応するための国際的視野、感覚を培うことのできる教育を掲げており、国際化する社会においてグローバルな視点に立って物事を考えることができ、豊かなコミュニケーション能力と情報処理能力を身につけた人材が求められている。このような社会の要請に応えるために、ICT を活用した、学生が能動的に学べる教育環境等を積極的に整備していくことが重要である。

今回の調達は全学を対象とするソフトウェアのライセンス包括契約が目的であり、これにより、情報資産活用の利便性向上が図られるのみならず、ソフトウェアにかかるコンプライアンス対策や情報セキュリティの維持など、適正な管理並びに運用が持続的に図られ、総所有コストが軽減されることなどの効果が期待される。

2. 調達件名

Adobe 社ソフトウェアの使用許諾権 一式

3. 技術的要件の概要

- 3-1 本調達に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「Ⅱ. 備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- 3-2 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- 3-3 必須の要求要件は、本学が必要とする最低条件を示しており、これを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- 3-4 技術的要件を満たしているか否かの判定については、本学「Adobe 社ソフトウェアの使用許諾権」技術審査を担当する職員が、提出された技術仕様書その他の入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

4. その他

4-1 技術仕様等に関する留意事項

提案するソフトウェアライセンスは、入札時点で製品化されていること。

4-2 導入に関する留意事項

4-2-1 使用許諾権の履行期間 令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

4-3 提案に関する留意事項

4-3-1 入札の際の提案書においては、単に「できます」、「有します」等のみの提案では技術審査に支

障をきたすので、提案する内容が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、わかりやすく資料等を添付するなどして提案すること。

4-3-2 提案書には、次の項目を明確に記載すること。

導入作業日程(案)、請負者側と本学との作業区分、利用可能なソフトウェア、導入可能な端末の詳細情報、ライセンス利用にかかる注意点

4-3-3 記載内容が不明確である場合は有効な提案書としてみなされないので、留意すること。特に、審査するにあたって、提案根拠が不明確である、または説明が不十分であるなどして技術審査に重大な障害があると本学「Adobe社ソフトウェアの使用許諾権」技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

4-3-4 提出資料に関する照会先を明記すること。

4-4 その他の留意事項

4-4-1 請負者は、開示を受けた情報及び知り得た情報のうち、一般公開している情報以外について、守秘義務を負う。

II. 備えるべき技術的要件

1 ライセンス要件

1-1 Adobe社 高等教育機関向け包括ライセンス契約（ETLA）相当、または同等以上の機能を有するライセンスであること。

2 ソフトウェア要件

2-1 Adobe Photoshop CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。

2-2 Adobe Illustrator CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。

2-3 Adobe InDesign CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。

2-4 Adobe Dreamweaver CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。

2-5 Adobe After Effects CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。

2-6 Adobe Premiere Pro CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。

2-7 Adobe Acrobat Pro DC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。

2-8 Adobe XD 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。

2-9 Adobe Audition CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可

能なソフトウェアのライセンスであること。

- 2-10 Adobe Bridge CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。
- 2-11 Adobe Animate CC(旧 Flash Professional) 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。
- 2-12 Adobe InCopy CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。
- 2-13 Adobe Photoshop Lightroom 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。
- 2-14 Adobe Media Encoder CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。
- 2-15 Adobe Prelude CC 相当、または同等以上の機能を有する Windows 及び Mac OS 上で実行可能なソフトウェアのライセンスであること。
- 2-16 契約期間内に新しいバージョンの製品がリリースされた場合、そのバージョンへ追加費用なしにアップグレードする権利を有すること。
- 2-17 利用者は、本契約で提供される最新のソフトウェアの代わりに過去のバージョンに相当するソフトウェアを追加費用なしにダウングレードし使用する権利を有すること。
- 2-18 本ライセンスで提供されるソフトウェアは、日本語版、英語版の使用が可能であること、また、多言語版の使用が可能なこと。
- 2-19 主に学生が授業や自主利用等で利用する情報教室にインストールし使用する権利を有していること。これら教室は1つのクライアントイメージを各クライアントに配信して利用する形態である。
- 2-20 本契約におけるすべてのソフトウェアライセンスについて、一元的に管理が行えること。

3 契約形態

- 3-1 3年更新の非永続ライセンスであること。
年度単位で更新する非永続ライセンスであること。
- 3-2 本学すべての組織を対象とすること。
- 3-3 本ライセンスは、本学に所属するすべての常勤教職員が利用対象であること。
なお、令和2年5月1日現在の人数は以下のとおりである。
・教職員数 261人（教員 203人、職員 58人） FTE数=305
- 3-4 本学が所有するすべてのパーソナルコンピューターが対象であること。
- 3-5 本学に所属する常勤教職員（毎年度届け出る常勤教職員数を上限とする）が個人で所有するパーソナルコンピューター1台に対して、本契約で利用できるソフトウェアを1ライセンス分使用する権利を有していること。
- 3-6 契約期間中の契約金額の変更は行われなないこと。
- 3-7 費用の支払いは、毎年度4月末日までに行うこととする。
ただし、初年度については契約書のとおり支払いを行うこととする。

4 その他の要件

4-1 発注および導入スケジュールは本学と協議しその指示に従うこと。

4-2 本仕様書に明記されていない事項については必要に応じて大学担当者と協議の上決定すること。

4-3 知り得た情報は本学の許可なく、第三者に開示、漏洩、および本契約を履行する目的以外に使用してはならない。

4-4 本ライセンスは常勤教職員（正教職員）数、非常勤教職員数に応じたライセンスであるため、毎年、契約更新の際に届け出た教職員数に応じた費用を支払うものとする。（人数増の場合のみ金額改定を行うものとする）

知り得た情報は本学の許可なく、第三者に開示、漏洩、および本契約を履行する目的以外に使用はならない。

4-5 納入場所

公立大学法人滋賀県立大学 経営企画課

住所： 滋賀県彦根市八坂町 2500